

2008年3月25日

## 大学基準協会の評価結果に対する本学の対応について

札幌学院大学学長 布施 晶子

本学は、2007年1月に財団法人大学基準協会に対して「大学評価ならびに認証評価」を申請し、この度「評価結果」の報告を受けた。

その結果は、下記の通り、大学基準に適合すると認定であった。認定期間は2015年3月31日までの7年間である。「評価結果」では、本学に対する「総評」ならびに「大学に対する提言」が示され、このうち改善すべき事項として6つの「助言」をいただいた。これらの事項については、あらためて正規の機関で対応を図り、改善に努める所存である。

今回、大学基準協会の「評価結果」を公開するにあたり、今後の措置、改善努力の方向性について、以下のようにとりまとめたので、ここに公表する。

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2015（平成27）年3月31日までとする。

### II 助言事項

#### 1 教育内容・方法

##### （1）教育方法等

- 1）FD、学生による授業評価と教員へのフィードバックは不可欠のものであり、そのための全学的取り組みが望まれる。

現在、学部・大学院の教育課程の見直し等、大学教育全般の改革を推進するため、学内運営機構の改編と必要な組織の整備を進めている。その柱は、教学担当副学長職の新設および「教育開発支援センター（仮称）」（2009年度開設予定）の設置である。これまで手薄であった全学的なFD活動は、今後新たな副学長の責任のもと、「教育開発支援センター」内に設置する「教育開発・評価FD部門（仮称）」が中心となって推進していく。現在はその運営体制と具体的な機能について審議中である。

今後のFDの取り組みでは、2007年度大学設置基準の改訂で明記された教員の研修機会の確保を含め、FDに関する講習会、フォーラム等を積極的に開催し、それらの内容を報告書として刊行すること、全授業評価アンケートについては毎年実施して、その分

析や評価を学部・教員・学生へフィードバックすることなどは最低限必要であると考えている。また、大学院におけるFDも各研究科委員会で調査・研究し、その在り方について検討を加え、現実的かつ実効性がある方法を開発する。

なお、指摘された授業評価の教員へのフィードバックについては、さしあたり具体的に以下の措置をとる。既に2007年度から、情報ポータルで集約した授業評価結果については、教員のコメントを付して学生へ公開したが、2008年度からは前年度の授業評価結果をシラバスとリンクし、学生が履修登録を行う際に講義選択の一つの判断基準となるよう見直していく。また、授業評価アンケートの回収率の向上と教員のコメントの徹底化を図り、授業評価・結果・教員コメント・シラバス講義選択の循環をFDのサイクルの中に位置づけ、FDの一つのアプローチとして定着化を目指す。

- 2) 単位制の趣旨および段階的な学修の観点から、商学部や法学部、経済学部および人文学部の学科によっては、履修登録の上限単位数の改善が望まれる。

履修登録単位の上限については、単位制の趣旨を踏まえ、年間50単位を超えて設定される学部・学科（あるいは学年）において48単位以下となるよう改善措置を講ずる。すでに、法学部は履修細則を変更し、2008年度より年間48単位の上限設定を施行する。また経済学部および人文学部人間科学科は、カリキュラム改革に向けた議論を進めており、この中で今後の対応を検討している。いずれの学部、学科も2008年度中に履修細則を改訂し、2009年度より改善される予定である。

なお、札幌圏大学・短期大学単位互換制度に基づく他大学の履修科目についても、登録単位の制限枠から外している実態がある。この問題は別途、互換協定の目的および学生の履修実態を踏まえて、全学レベルの機関にて対応していく。

- 3) 大学院研究科において、成績評価基準がシラバスに明示されておらず、改善が望まれる。

現在、大学院3研究科では、講義要項（シラバス）について統一的な「作成要領」を整備している。この中で、各担当教員がシラバスを記載するにあたり、特に「成績評価方法」に関して、成績評価基準、評価方法、試験の実施方法を具体的に明示するよう徹底を図っているところである。なかでも成績評価基準については、多様な方法で評価する場合、その評価事項を具体的に記載し、それぞれの「数値基準」も明示するよう求めている。こうした措置を講ずることで、現在のシラバス上における各科目間の記載のばらつきを是正し、厳格な成績評価を実現する。

## (2) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 全研究科において、学位授与の基準が明示されておらず、改善が望まれる。

これまで、3 研究科では学位授与の具体的基準について、学生に対して文章でもって統一的に明示してこなかった。2008 年度よりこの点の改善を講じる。すでにその内容については各研究科委員会で決定しており、2008 年度「履修要項」(シラバス)に記載している。

学位授与の基準は、必要な単位修得要件に加えて学位論文の評価基準がその内容であり、これらは各研究科の教育研究の特性を踏まえて、それぞれ 5～6 項目の基準として客観化した。具体的には、論文における課題設定の独創性、学位授与に足るその適合性、先行研究の渉猟状況と理解度、論証方法の適切性や論理一貫性、今後の研究、実践等に対する有効性の基準であり、これらは 3 研究科ともほぼ共通している。また、学位論文の評価にあたっては、法学研究科と地域社会マネジメント研究科では、これらの基準を点数化して最終判断することになっている。

2008 年度より 3 研究科とも上記の方法を採用することにより厳格な評価を実施し、学位授与の質と水準を維持したいと考える。

## 2 学生の受け入れ

- 1) 人文学部英語英米文学科では、入学定員に対する入学者数比率の過去 5 年平均 (1.30) が高いので、改善が必要である。

人文学部英語英米文学科における入学定員対入学者比率は、2003 年度において予想を上回る手続き率により 1.59 となった結果、過去 5 年間平均の比率でも 1.30 となっている。しかし、2004 年度以降の同学科の合格者数は、2005 年度 203 名、2006 年度 194 名、2007 年度 186 名と徐々に減らして調整を図ってきた。過去 3 ヶ年の比率は、次の通りである。2005 年度 1.36、2006 年度 1.30、2007 年度 1.23。なお、2008 年度については 1.1 程度の見込みである。

大学としては 1.0～1.1 以内におさめることが目標である。今後も引き続き入学手続予測の精度を向上させるとともに適正な定員管理に努め、少人数教育の徹底を図るなかで教育目標の実現を目指す。

## 3 教員組織

- 1) 法学研究科は税理士の養成を重要な柱としているが、行政法を兼任教員に依存している点は改善が望まれる。

法学研究科の行政法は、2002 年度まで本学の専任教員が担当していたが、2005 年度から兼任教員に依存してきた。今後は専任を補充する方向で必要な教員組織の整備を図る。現在、法学部において当該科目を担当する若手の専任教員が在籍しており、複数年かけてこれら教員の大学院担当を可能とし、学部と研究科の意見調整を踏まえつつ計画的に人事配置を進めていく。

以 上